

悠優かしま居宅介護支援事業所 利用料金表



(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または**要支援**の
認定を受けられた方。



介護保険から全額給付されるため、
自己負担はありません。
(加算項目についても同じです)

ただし、介護保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

【居宅介護支援利用料】

【介護保険報酬改正により令和3年10月1日付にて施行】

要 件	介護区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
介護支援専門員取扱件数 40 件未満		10,760 円	13,980 円
介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満		5,390 円	6,980 円
介護支援専門員取扱件数 60 件以上		3,230 円	4,180 円

【加算項目】

特定事業所加算（Ⅲ）	3,090 円/月	1 件につき
初回加算	3,000 円/月	1 件につき
入院時情報連携加算	2,000 円/月	1 件につき（入院後3日以内）
	1,000 円/月	1 件につき（入院後4日以上7日以内）
退院退所加算	(Ⅰ) イ	4,500 円/回 連携 1 回（カンファレンス参加無）
	(Ⅰ) ロ	6,000 円/回 連携 1 回（カンファレンス参加有）
	(Ⅱ) イ	6,000 円/回 連携 2 回（カンファレンス参加無）
	(Ⅱ) ロ	7,500 円/回 連携 2 回（カンファレンス参加有）
	(Ⅲ)	9,000 円/回 連携 3 回（カンファレンス参加有）
通院時情報連携加算	500 円/月	1 月に 1 回を限度に算定
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回	1 月に 2 回を限度に算定
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月	1 件につき

(2) 交通費

嘉島町・熊本市・甲佐町・御船町・益城町にお住まいの方は**無料**です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

